

第7条第1号（個人情報）

（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分であつて、公にすることにより、当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがないと認められるもの

〔趣旨〕

この号は、個人のプライバシー保護の観点から、特定の個人を識別することができる情報等については、不開示とすること並びに明らかに個人のプライバシーを侵害しないと考えられる情報及び公益上の必要があると認められる情報は開示することを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰等個人の内心に関する情報、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報、家族関係、生活記録等個人の家庭、生活関係に関する情報、職業、学歴、所属団体等個人の経歴、社会活動に関する情報、資産、所得等個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報（以下「個人情報」とい

う。)をいう。

個人情報に該当するのは、次のような情報である。

(1) 戸籍的事項に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
戸籍的事項に関する情報	氏名、住所、性別、生年月日、本籍、出生地、国籍、続柄、親族関係、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知、死亡等

(2) 経歴に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
学歴等に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学・停学・休学の処分、自治会活動・サークル等の課外活動歴等
職業、職歴等に関する情報	勤務先名、事業名、職種、職歴、職位、在職期間、就職退職年月日、昇給・昇格、配置転換、解雇・停職処分等
その他経歴に関する情報	受賞歴、犯罪・違反・逮捕・補導歴、更生施設・社会福祉施設への入所歴等

(3) 心身に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
心身の障害に関する情報	身体・知的・精神障害の有無・程度・部位に関する情報等
疾病、負傷等に関する情報	傷病名、傷病歴、傷病の原因等
検査、診療等に関する情報	検査名、検査の結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法等
その他心身に関する情報	健康状態、血液型、体格・体力、運動能力、容姿の特徴等

(4) 能力、成績に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
能力、成績に関する情報	学業成績、職務の実績・評価、職務上の資格、各種試験成績等

(5) 財産、収入状況に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
財産、収入状況に関する情報	収入（給与所得、譲渡所得等の収入金額等）、資産の状況（不動産、動産の種類・価格等、債権・債務等）

(6) 思想、信条等に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
思想、信条等に関する情報	支持政党、宗教、信仰、主義・主張、意見、思想・信条、趣味等

(7) その他個人生活に関する情報

区 分	該 当 す る 情 報
家庭状況に関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居、母子・父子家庭、里親・里子等
居住状況に関する情報	持家・借家の別、間取り、居住期間等
社会活動状況に関する情報	各種団体への加入の有無・団体名、各種行事・運動・集会への参加状況、施設の利用状況等
その他個人生活に関する情報	紛争、交際、各種相談の内容、苦情等の内容、個人の暮し向き、生活保護世帯、生活保護の受給者、その他個人生活に関する情報

2 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」とは、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、その性質上法人の事業活動情報と同様の性格を有するものであり、本条第2号において判断されるということである。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係がない個人情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況、事業活動と区分される財産、所得等）については、この号において、判断されるものである。

3 「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」とは、文書、図画、電子データ、録画テープに記録等されたもののほか、モールス信号のような音や、手話のような動作などあらゆる方法により表示されたもの全てを指す。

4 「特定の個人を識別することができるもの」とは、特定の個人を明らかに識別し、又は識別することができる可能性があるものをいう。氏名、住所、性別、生年月日等のように特定の個人を直接識別することができる情報のほか、間接的に特定の個人を識別することができるものを含むものである。

- 5 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものをいう。例えば、測量図等のようにそのもの自体からは個人が識別されないが、土地登記簿等の誰でも閲覧できる情報と照合することにより、個人が識別され得るものである。
- 6 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、個人の未公表の著作物等の情報で個人が識別できる部分を除いて開示しても、著作権その他の個人の正当な権利を害するおそれがあるものや個人のカルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報で個人が識別できる部分を除いて開示しても、個人の人格を傷つけるおそれがあるもの等をいう。
- 7 「個人に関する情報」について、文言上、生存する個人に限定していないが、これは、死者の名誉、プライバシーに関する一般の市民感情や、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になり得ること等を考慮して、死者の個人に関する情報についても、不開示情報としての保護を与えるという趣旨に基づくものである。したがって、「個人に関する情報」には、死亡した個人も含まれる。（「個人に関する情報」と、個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する「個人情報」は別の概念である。）
- 8 「法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ア）とは、次のような情報をいう。

(1) 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

区 分	根 拠 法 令	該 当 す る 情 報
公証に関するもの	商業登記法第10条、第11条	商業登記簿に登記された事項
	著作権法第78条、第88条、第104条	著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記載された事項等
	道路運送車両法第22条	自動車登録ファイルに記録されている事項
	特許法第186条	特許原簿に登録された事項等
	不動産登記法第119条	土地登記簿、建物登記簿に登録された事項
資格に関するもの	海事代理士法第14条	海事代理士名簿に登録された事項

その他	建築基準法第93条の2	建築計画概要書に記載された事項
	公職選挙法第192条	選挙運動に関する収入及び支出の報告書に記載された事項
	都市計画法第47条	開発登録簿に記載された事項
	都市公園法第17条	都市公園台帳に記載された事項
	土地区画整理法第20条	事業計画に記載された事項

(2) 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

区 分	該 当 す る 情 報
公表することを前提として本人から任意に提供された情報	選挙公報登載のため候補者から提供された情報、市の刊行物への寄稿、議会に対する請願・陳情等
公表することに本人が同意している情報	市に対する要望等で本人が公表することに同意している情報、ボランティア名簿等で本人が公表することに同意している情報、寄付等に関する情報で本人が公表することに同意している情報等
個人が自主的に公表した資料等から何人でも知ることができる情報	出版物に記載された著者名・経歴、公開の集会での個人の発言記録、報道記事、刊行物等で公表された個人の職業、所属団体等
従来から公表されており、今後とも公表しないこととする理由のないことが明らかな情報	受賞者名簿、官報に登載された者の氏名等（弁護士、国家試験合格者等）、地価公示価格、美術展等出品者名簿等

9 「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(イ)とは、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康、生活、財産その他生活環境に係る被害や、広く公共のために確保されるべき自然環境に及ぼされる被害を未然に防止し、若しくは生じた被害を排除し、又はその再発を防止する必要性が上回り、開示することが必要と認められるものをいう。

10 「公務員等」(ウ)とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かの別を問わないものである。

- 1 1 「独立行政法人等」(ウ)とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいい、独立行政法人に加え、特殊法人及び認可法人のうち政府の一部を構成するとみられる法人を総称したものである。
- 1 2 「その職務の遂行に係る情報」(ウ)とは、公務員等が行政機関又はその補助機関等として、その担任する職務を遂行する場合におけるその情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議の出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。したがって、公務員等の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員等にとっては、その職務の遂行に係る情報に該当しない。
- 1 3 「当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがない」(ウ)とは、公務員等の身体に危害が加えられるおそれ等がないことをいう。

第7条第2号（事業活動情報）

（2）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

〔趣旨〕

この号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益等を保護するため、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報については不開示とすること並びに人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため必要と認められる情報は、開示とすることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「法人」とは、営利法人、公益法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等）、特殊法人（公社、公団、事業団等）その他の法人格を有する団体であって、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く全ての法人をいう。
- 2 「その他の団体」とは、PTA、自治区、消費者団体、商店会、各種市民団体等で法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているもの（団体としての実態を備えたもの）をいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例えば、物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか農業、林業、漁業等を営む個人をいう。
- 4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人情報（例えば、事業を営む個人の家庭状況、事業活動と区分される財産、所得等）は、第1号の個人情報となる。
- 5 「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要である

と認められる情報」とは、例えば、次のような情報をいう。

- (1) 災害の発生状況に関する情報
- (2) 薬品・食品等の安全性に関する情報
- (3) 悪質な訪問販売、欠陥商品の販売等に関する情報
- (4) 公害の発生施設及びその状況に関する情報
- (5) 環境に影響を及ぼす廃棄物等に関する情報

6 公害、薬害、食品、廃棄物等による危害、欠陥商品等事業者の事業活動に起因して、現に発生している生命、健康、生活、財産又は環境に対する危険や損害が拡大したり、再発することを防止するため、あるいは将来発生する確率が高いこれらの危険や損害を未然に防止するため公にする必要があると認められ、法人等や個人に不利益を強いることもやむを得ないと評価するに足りるような事情がある情報は、例外的に、不開示情報から除外されるものである。この場合、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わないものである。

7 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(ア)に該当し得るのは、例えば、次のような情報である。なお、これらの情報であっても常に不開示情報となるものではなく、客観的にみてある程度確実に法人等の権利利益が害されると認められる場合に不開示情報となるものである。

(1) 生産技術上又は営業活動上の情報

区 分	該 当 す る 情 報
生産活動の状況に関する情報	生産品目、生産量、原材料の種類・組成・割合・保管等、設備の規模・構造・配置・性能・稼働状況等
生産活動の計画・方針等に関する情報	新製品の性能・仕様・開発状況・工程・開始時期等、原材料の仕入れ等の計画・出荷予定等、新規施設、プラント、新設・更新等に係る機械・設備等の機種・台数・性能、新設・更新等の時期・経費等、職員の配置・研修、資金調達計画等
技術上のノウハウに関する情報	設計者等の考案・工夫等の係数・計算式、使用機械の種類・台数・利用技術、開発したプログラム・システムの内容、機械・設備等の機種・台数・規模・能力、機械・設備等の利用技術、工程管理、品質管理、工程上の事故・故障等の発生、機械・技術等の資材の種類・組成・寸法・加工技術等

事業又は営業活動内容に関する情報	販売実績・契約実績・契約内容、取引先・得意先の名称・取引内容・実績・納品状況等、商品の宣伝方法・営業活動、原価・販売単価等の積算等、受注経路・受注単価、経営診断、経営指導等
事業又は営業の計画	販売計画、販売高の見込額・目標等、受注・交渉の計画・方針等

(2) 経営方針、経理、人事等の事業活動情報

区 分	該 当 す る 情 報
経営方針に関する情報	事業の将来展望・経営方針等、売場面積の拡張・店舗の改装等既存施設の更新、支店・営業所等の新設・移設・規模・内容、資金調達の予定額・調達方法、投資予定、投資対象等
経理及び財務に関する情報	事業収入額、必要経費の額、課税額、納税額、経理上の処理方針、動産・不動産等の資産の状況、取引金融機関名、預金口座等、金銭の出納、資金調達計画等
人事、給与等に関する情報	従業員の人数、氏名、就・退職年月日、勤務年数、配置状況、採用計画、応募状況、研修計画、給与体系、給与・報酬手当等の支給額、時間外勤務の状況等

(3) その他名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報

区 分	該 当 す る 情 報
信用に関する情報	借入金の額・債務保証・担保・相手方・条件・返済計画・返済状況等借入金その他債務の内容に関する情報、経営状態・資産内容等に関する情報、その他信用上不利益を与えるおそれのある情報
評価判定、指示等に関する情報	行政処分に係る審査内容、立入検査、指導、企業診断等に係る評価、入札参加資格等法人の格付け、違反施設の名称・所在地・営業者名、法人等に対する指導・取締りとその結果、工事に係る評価等
その他法人等の正当な利益が損なわれると認められる情報	

8 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは認められず、開示することができる。

(1) 法令等の規定により何人も閲覧できると定められている情報

ア 商業登記簿に登記された事項（商業登記法第10条、第11条）

イ 土地登記簿・建物登記簿に登記された事項（不動産登記法第119条）

ウ 建築計画概要書に記載された事項（建築基準法第93条の2）

エ 開発登録簿に記載された事項（都市計画法第47条）

オ 政治団体収支報告書等に記載された事項（政治資金規正法第20条、第20条の2）

(2) 社会通念上、公にすることが慣行となつていと認められる情報

ア 入札結果書

イ 市の出資団体の経営状況の報告書

ウ 上下水道工事店一覧表等に記載されている事項

(3) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

ア 企業パンフレット等により公表されている営業成績

イ 求人案内等により公表されている労働条件

(4) 統計のように情報が処理又は加工されていて、個々の法人等が識別できなくなっている情報

工業統計調査、商業統計調査、事業所統計調査等の集計結果

9 実施機関が事務又は事業の実施等のために収集している法人等の情報の中には、公にしないことを前提として任意（法令等の規定により提供義務がある場合を除く。）に提供を受けているものもあり、そうした情報が開示された場合、法人等が情報提供を行わなくなる等、実施機関の情報収集に支障が生ずるおそれがあることから、「**実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された**」情報については、不開示情報として取り扱うこととしたものである。ただし、公にしないとの条件を付したことについて合理的理由がないものについては、不開示情報に含まれるものではない。

第7条第3号（公共の安全等情報）

（3）公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

〔趣旨〕

この号は、公にすることにより、公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護」とは、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することをいう。
- 2 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪行為を未然に防止することをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、犯人を発見し、証拠を収集し、保全する活動をいい、内偵その他の任意捜査を含むものである。
- 4 この号に該当する情報には、次のようなものがある。

区 分	該 当 す る 情 報
人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪等に関する情報の提供者、被疑者、参考人等の住所及び氏名並びに提供された情報の内容・ 公害、医療、廃棄物、違反建築物等の苦情、通報等に関する情報提供者の住所及び氏名（公害苦情処理票等）・特定個人の行動予定や家屋構造などが明らかになる情報（建築確認申請書等）
犯罪の予防、犯罪の捜査に支障が生ずるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪の目標となることが予想される施設等の所在、警備状況等に関する情報（毒物・劇物等に係る届出、警備委託契約書の仕様書等）・ 犯罪捜査に関する情報（捜査関係事項照会・回答等）

第7条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）

（４）市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

〔趣旨〕

この号は、審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、市の機関又は国等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれのある情報及び市民に混乱を生じさせるおそれ又は不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「市の機関」とは、執行機関、補助機関、附属機関その他本市の全ての機関をいう。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 3 「率直な意見の交換…が不当に損なわれるおそれ」とは、例えば、審議、検討又は協議の場における発言内容が公になることにより、外部から圧力や干渉等の影響を受けて、自由に率直な意見の交換ができなくなるおそれがある場合をいう。
- 4 「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、例えば、政策の検討がまだ十分でない情報が公になることにより、外部から圧力や干渉等の影響を受けて、いずれにも偏らずに中立な立場で意思決定をすることができなくなるおそれがある場合をいう。
- 5 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、その対応について検討がされている段階で、その検討情報を公にすれば、買占めや売惜しみ等が起こるおそれがある場合である。
- 6 「特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長する

などして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼす場合を想定している。例えば、公共施設の設置を検討している情報を公にすることにより、土地の買占めが行われて特定の者に不当に利益を与えるおそれがある場合、あるいは、違法行為の事実関係について調査中の情報が公にされたために、結果的に違法行為を行っていなかった者が不利益を被ることになるおそれがある場合をいう。

- 7 前記3、4、5及び6の「不当に」とは、審議、検討又は協議の途中段階の情報を公にした場合の市民の利益を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障について見過ごすことができない程度のものを意味している。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することとなる。
- 8 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることとなる。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

第7条第5号（事務事業情報）

（5）市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

〔趣旨〕

この号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、市の機関又は国等が単独で行う事務又は事業及びこれらが共同で行う事務又は事業をいう。

2 「次に掲げるおそれ」としてアからエまでに掲げたものは、実施機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な例を示したものである。

したがって、このほかの事務又は事業に関する情報も本号の対象になるし、アからエまでに掲げた支障も典型的な例示にとどまるので、他に支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。その場合、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かを判断することとなる。

3 検査、試験等の反復・継続的な事務又は事業については、ある個別の事務又は事業に関する情報を公にすることにより、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生

ずるおそれがある場合もこの号に該当する。

- 4 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。
- 5 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業がその根拠となる規定や趣旨に照らして適正に遂行されていることが前提であり、その上で、情報を公にすることにより、事務又は事業の遂行が阻害されたり、事務又は事業を行う意味を失わせたりするような支障が生じるおそれがある場合をいう。この場合の支障が生じるおそれとは、客観的にみてある程度確実に事務又は事業の適正な遂行に支障が生じると認められる場合であり、このようなときに不開示情報となるものである。
- 6 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、
 - (1)「監査」とは、主として観察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
 - (2)「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類のほか物件等を調べることをいう。
 - (3)「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法・適正な状態を確保することをいう。
 - (4)「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
 - (5)「租税の賦課若しくは徴収」とは、行政目的のために国税や地方税を割り当てて負担させたり、取り立てたりすることをいう。

これらの事務に関する情報の中で、例えば、監査、検査又は取締りが抜き打ちで行われるべきところ、監査、検査又は取締りの日程に関する文書を公にすることにより、監査、検査又は取締りを免れるために、通常の作業を変更したり証拠隠滅を図ることにより、結果として正確な事実の把握が困難になるおそれがある場合、あるいは、監査、検査又は取締りの日時を避けて違法又は不当な行為を行うことを容易にし、その発見を困難にするおそれがある場合をいう。

試験については、例えば、試験実施前に試験問題を公にすることにより、正確な事実にあたる本来の能力の把握を困難にし、試験自体の意味を失わせてしまうことをいう。

- 7 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、

- (1)「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2)「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3)「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

これらの事務に関する情報の中で、例えば、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、こちらの手の内を明らかにしてしまうと、相手方に一方的に有利となり、財産上の利益が損なわれたり、当事者として認められるべき地位が不当に害されるおそれがあるものをいう。

市の機関又は国等が一方の当事者となる前記の交渉等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

- 8 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、調査研究に係る事務に関する情報の中で、例えば、知的所有権に関する情報や調査研究の途中段階の情報を一定の期日以前に公にすることにより、成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるものをいう。また、試行錯誤の段階のものを公にすることにより、自由な発想や創意工夫あるいは研究意欲が妨げられたり減退するなどして、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものをいう。
- 9 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、人事管理に係る事務に関する情報の中で、例えば、勤務評価、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることをいう。

第7条第6号（法令秘情報）

（6）法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国又は他の地方公共団体の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

〔趣旨〕

この号は、法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による主務大臣その他国等の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報は、不開示とすることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「法令等」とは、法律、政令、府省令その他国の行政機関が定めた命令及び条例（これらの委任を受けた規則を含む。）をいう。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国又は他の地方公共団体の機関の指示」とは、主務大臣その他国等の機関の指示で、実施機関に対し、具体的な行為を行うよう法的に拘束するものをいう。

地方自治法によれば、国又は県が市町村に対し指示をする場合には、法律又はこれに基づく政令の根拠が必要（同法第245条の2）であり、指示をする場合には、その内容及び理由を記載した書面の交付が必要（同法第249条）である。

したがって、この号の「指示」に該当するためには、次に掲げる要件を全て満たしたものでなければならない。

 - （1）法律又はこれに基づく政令の規定により、主務大臣等の権限ある者から発せられたものであること。
 - （2）書面により行われたものであること。
 - （3）公にしてはならないとする旨が明確であること。
 - （4）公にしてはならない行政文書（情報）の範囲が明確であること。
 - （5）公にすることの支障が明確であること。

以上の要件を満たさない指示については、他のこの条各号の規定を適用して、公にすることによる支障を具体的に検討し、実施機関の判断によって決定することとなる。
- 3 「法令等の規定により、公にすることができないと認められる情報」には、法令等の明文の規定により、何人に対しても公にすることを禁止している場合はもとより、特定の者以外の者に対して公にすることを禁止している場合も含まれる。

また、法令等の趣旨又は目的から当然に公にすることができないと認められる情報も含まれる。

4 「公にすることができないと認められる情報」とは、次のような情報をいう。

(1) 明文の規定により公にすることが禁止されている情報

根拠法令	該当する情報
刑事訴訟法第47条	公判の開廷前における訴訟に関する書類
著作権法第21条	著作物の複製（写しの交付の制限）

(2) 明文の規定により目的外使用が禁止されている情報

根拠法令	該当する情報
健康増進法第14条	国民健康・栄養調査のために集められた調査票
統計法第40条	統計調査に係る調査票情報、総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報及び他の行政機関から提供を受けた行政記録情報
個人情報保護法第69条	職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして、保有している個人情報

(3) 個別の法令等により職員に具体的な守秘義務が課されている情報

根拠法令	該当する情報
医療法第86条	当該官吏等が診療録又は助産録の検査に関し知得した医師、歯科医師又は助産師の業務上の秘密又は個人の秘密
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第73条及び第74条	ア 医師が感染症の患者であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密 イ 公務員等が感染症に係る届出の受理、質問又は調査、健康診断、措置等の職務の執行等に関して知り得た人の秘密
救急救命士法第47条	救急救命士が業務上知り得た人の秘密
刑法第134条	医師、薬剤師、助産師等が業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第53条	健康診断、指導、相談等の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密
児童福祉法第61条	児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密
視能訓練士法第19条	視能訓練士が業務上知り得た人の秘密

住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者等がその事務に関して知り得た秘密
消防法第4条、第16条の5及び第34条	消防職員が関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合等に知り得た関係者の秘密
診療放射線技師法第29条	診療放射線技師が業務上知り得た人の秘密
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第53条	ア 精神病院の管理者、指定医等が職務の執行に関して知り得た人の秘密 イ 精神病院の職員等が精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密
地方税法第22条	地方税に関する調査に関する事務に従事している者等がその事務に関して知り得た秘密
中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第3条	中小企業支援事業に従事する者等が業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密
統計法第41条及び第43条	調査票情報等の取扱いに従事する行政機関の職員等が当該業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密
母体保護法第27条	不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者が職務上知り得た人の秘密
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて得た他人の業務上の秘密
理学療法士及び作業療法士法第16条	理学療法士又は作業療法士が業務上知り得た人の秘密
臨床検査技師等に関する法律第19条	臨床検査技師が業務上取り扱ったことについて知り得た秘密
労働安全衛生法第105条	健康診断等の実施の事務に従事した者がその実施に関して知り得た労働者の秘密

(4) 公にすることを禁止する明文の規定はないが、個別の法令等の趣旨、目的等から明らかに公にすることができないと認められる情報

第8条（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

〔趣旨〕

この条は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件並びに開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合における不開示とする範囲等について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 実施機関は、行政文書の原則開示の理念に基づき、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合においても、当該行政文書の全てを不開示とするのではなく、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除き開示しなければならないものとしたものである。
- 2 「容易に区分して除くことができるとき」（第1項）とは、行政文書の形態、形状等から判断し、行政文書を汚損し、又は破損することなく、かつ、過大な費用と時間を要せず、また、物理的に著しい困難を伴わないで開示請求に係る行政文書の不開示情報が記録されている部分を区分して除くことができることをいう。「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することをいう。
- 3 不開示情報が記録されている部分を区分して除くのに多大な時間と労力を要する場合であっても、単に開示請求に係る行政文書の量が大量であるため、多大な時間と労力を要するというときは、「容易に区分して除くことができるとき」に該当するので、部分開示の義務は、免除されないものである。

- 4 開示請求に係る行政文書の不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないときは、全部を不開示とするものである。
- 5 「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき」(第1項)とは、不開示情報が記録されている部分を区分して除いた場合に残りの部分が無意味な数字、文字、ケイ線等のみとなる場合や既に公となっている情報のみとなる場合等をいう。
- 6 「個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」(第2項)とは、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等の個人のプライバシーなどが侵害されるおそれがないと認められる場合をいう。
- 7 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして」(第2項)とは、第7条第1号に規定する個人情報であって、特定の個人を識別することができるものは、不開示情報とされているが、当該情報中の特定の個人を識別できることとなる部分を除くことにより、個人に関する情報の開示ができる旨を定めたものである。

第9条（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

〔趣旨〕

この条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定によって保護される利益に優越する公益上の特別な必要があると認めるときは、当該行政文書を開示することができることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 例えば、個人情報（第7条第1号）であっても、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、不開示情報に含めないものとし、開示することが義務づけられている。このように、不開示情報は、当該情報を非公開とすることにより保護される利益と公開することにより得られる公益とを比較衡量した上で、不開示情報として判断されるものである。したがって、不開示情報をみだりに開示することは公益に反し、許されないものである。
- 2 しかしながら、個別具体的な場合においては、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要が認められる場合も、なおあり得るので、この場合には、実施機関は、不開示情報を開示することができるものとした。
- 3 この条の規定により、不開示情報を開示する場合は、不開示情報の規定により保護される利益と不開示情報を開示する公益上の必要性を十分に比較衡量して決定するものとし、安易に不開示情報を開示することがあってはならない。

第10条（行政文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

〔趣旨〕

この条は、行政文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護されている権利利益を害する場合は、実施機関は、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否できることを定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、開示するかどうかの決定をすることが原則であるが、その例外として、行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できる場合を定めたものである。
- 2 市が保有する情報の中には、行政文書の存在・不存在を明らかにするだけで、個人のプライバシーや法人等の正当な権利利益等が害されることとなるものがある。このような場合に適切に対処するため、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否できることを明確にしたものである。
- 3 例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまうような場合である。
- 4 この条に該当する行政文書には、次のようなものがある。
 - (1) 個人の措置入院に関する文書
 - (2) 生活保護に関する文書
 - (3) 特定企業の開発計画に関する文書

第11条（開示請求の拒否）

第11条 実施機関は、開示請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は行政文書の開示により知り得た情報を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該開示請求を拒否するに足りる相当な理由があると認めるときは、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否するときは、あらかじめ豊田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

〔趣旨〕

この条は、不当な目的等による開示請求があった場合における実施機関の当該開示請求に対する拒否及びその手続について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 情報公開制度は、原則として、その請求理由、利用目的等を問わないものであるが、利用者が開示請求権を濫用してはならないことは、当然のことである（第4条（利用者の責務）参照）。したがって、実施機関は、開示請求権の濫用と認められる場合は、開示請求を拒否する場合もあるものである。
- 2 「開示請求が不当な目的によることが明らかなきとき」（第1項）とは、例えば、市の事務を混乱又は停滞させる目的で開示請求を行うこと、嫌がらせを目的として同一人が開示請求を繰り返し行うこと、市の事務に対する不満や自身の主張、要求等を実現させる目的で開示請求という別の手段を利用すること、第三者の権利を害することを目的として開示請求を行うことなど、開示請求の態様等から判断し、この条例の趣旨及び目的から著しく逸脱する目的で開示請求が行われていることが明らかなきことをいう。
- 3 実施機関は、不当な目的による開示請求に対しては、当該開示請求者に対して、開示請求の取下げを要請し、さらに必要に応じて開示請求を拒否する処分を行うものとする。
- 4 「行政文書の開示により知り得た情報を不当な目的に使用されるおそれがあること」（第1項）とは、情報公開制度により開示された情報を脅迫等の違法不当な目的に使用されるおそれがあることをいう。
- 5 情報公開制度により開示された情報が違法不当に使用されるおそれ又は使用されたことが確認された場合は、実施機関は、当該使用者にその中止を要請するものとし、以後、同一人からの開示請求に対しては、慎重に対応するものとする。
- 6 「その他の当該開示請求を拒否するに足りる相当な理由がある」（第1項）とは、例え

ば、著しく大量の請求によって市の業務の遂行に著しい支障が生じている場合や、正当な理由なく対象文書の開示を受けずに開示請求を繰り返す場合など、社会通念上相当と認められる範囲を超える開示請求がなされた場合などである。

- 7 「あらかじめ豊田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない」(第2項)とは、開示請求を拒否する処分を行うときは、開示請求者の権利を尊重するために、豊田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問手続を経なければならないことをいう。開示請求を拒否する処分は、この条例で保障された開示請求権を制限するものであるので、第三者的機関である豊田市情報公開・個人情報保護審査会の公正な意見を聴き、慎重に処分を行う趣旨である。

第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第24条及び第25条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第23条及び第24条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

この条は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が含まれている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び反対の意思を表示した意見書が提出された場合における争訟の機会の確保について定めたものである。

〔解釈及び運用〕

1 第1項関係（任意的な意見照会）

（1）第1項は、第三者に対する任意的な意見照会について定めている。開示請求があった行政文書に第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の参考とすることにより、当該行政文書の開示、不開示の判断の適正を期することを目的とするものである。

実施機関に第三者に対する意見書提出の機会の付与を義務付けるものではなく、また、実施機関の開示決定等が第三者の意見に拘束されるものではない。

(2)「**その他実施機関が定める事項**」とは、実施機関が規則等で定める事項をいい、具体的には、①開示請求の年月日、②意見書を提出する場合の提出先及び提出期限である。

2 第2項関係（義務的な意見照会）

(1) 第2項は、第三者に対する義務的な意見照会について定めている。この項が適用されるのは、本来、不開示情報として保護されるべき第三者に関する情報を「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため」（第7条第1号イ及び第2号ただし書）、「公益上特に必要がある」（第9条）として、例外的に開示するため、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者意見書提出の機会の付与を与えることを義務づけるものである。

(2)「**第三者の所在が判明しない**」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合をいう。例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても到着しない場合、第三者が死亡している場合や解散している場合などである。

3 第3項関係

「**開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない**」とは、いったん開示を実施すれば、第三者の権利利益が害されることがあったとしても、それを回復することは困難であることから、反対意見書を提出した第三者が、行政文書の開示決定の取消しを求める争訟を提起し、開示の執行停止の申立てを行う期間を確保することと、開示請求者の迅速な開示への期待を斟酌し、2週間以上置くこととしたものである。